

件名	職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	学校教育法の一部を改正する法律（平成17年7月15日公布、平成19年4月1日施行）

【改正の概要】

大学等の組織整備に関する学校教育法の改正により、助教授が廃止され、准教授及び助教が新設されたことに伴う規定整備

- 1 職員の分限に関する条例 (休職の事由) → 准教授
- 第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、助教授及び講師（常時勤務する者に限る。）並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）には、これらを休職にすることができる。
- 2 職員の給与に関する条例  
別表第5（第3条関係）大学教育職員給料表備考  
「この表は、大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。」
- ↓  
准教授

施行日 平成19年4月1日

【その他参考事項】

大学教員制度改革の概要

- (1) 助教授の廃止及び准教授の新設
- (2) 助教の新設
- (3) 必置規制の緩和

必置 教授・助教授・助手 → 必置 教授  
任意 講師 → 任意 准教授・助教・講師・助手